

(第5条関係)

別表1

まちづくり基金施設整備事業（ハード事業）

1. 商業振興、観光振興のための施設の整備等に要する経費
2. まち並みの形成に係る施設の整備等に要する経費
3. 空き店舗等を活用したまちの魅力向上のための施設の整備等に要する経費
4. その他まちづくり活動の拠点となる施設の整備等に要する経費

補助対象事業が終了した日の属する会計年度の終了後5年以上継続して運営する施設を対象とする。

ただし、改修する店舗が賃貸の場合は、賃貸借契約を締結し、所有者の承諾があるもので、仮設的な施設の整備及び政治的又は宗教的な活動を目的とした施設の整備は対象外とする。

補助対象区分		補助金の額等		補助対象経費区分
		補助率等	補助限度額	
まちづくり施設等整備事業（ハード事業）	中心市街地重点地域（別表6）において実施する事業	補助対象経費の5分の4以内の額		<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費</li> <li>・委託料</li> <li>・その他事業の実施に必要と認められる経費</li> </ul> ただし、以下の経費は除く。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①土地の取得・造成費及び賃借に要する経費</li> <li>②施設の維持管理に要する経費</li> <li>③各種許認可に要する経費</li> <li>④設計・施工監理に要する経費</li> <li>⑤まちづくり計画等の一環として行わない、単なる構造物の撤去に要する経費</li> <li>⑥単に現状復旧のための改修に要する経費</li> <li>⑦システム設計、フィジビリティ調査(実現可能性調査)等の事前調査・視察等に要する経費</li> <li>⑧施設の企画運営を検討するための経費</li> <li>⑨施設の広報に要する経費</li> <li>⑩施設を活用したイベント等に要する経費</li> <li>⑪什器・備品購入等に要する経費</li> </ol> ※ 対象施設及び対象機器の付帯設備に係る費用については、次の2点を考慮して認定する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①法令等により設置が義務付けられていること。</li> <li>②設置により事業実施効果を高めるものであること。</li> </ol>
		市長が必認めの特要の	補助対象経費の10分の9以内の額	
			30,000千円	
	中心市街地重点地域以外で実施する事業	補助対象経費の3分の2以内の額		10,000千円